

エコツーリズム推進方策（案）

1．推進方策

5つの推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1．エコツーリズム憲章・・・・・・・・	2
2．エコツアー総覧・・・・・・・・	5
3．エコツーリズム大賞・・・・・・・・	11
4．エコツーリズム推進マニュアル・・・・・・・・	13
5．モデル事業・・・・・・・・	15
推進方策のスケジュール・・・・・・・・	17

2．その他

1．モデル事業公募要領・・・・・・・・	18
2．ガイド養成・資格制度について・・・・・・・・	25

1 . 推進方策

5 つの推進方策

課題

- (1) 「エコツーリズムとは何か」の共通理解を図る (概念の規定と公表)
- (2) 「本当にエコツーリズムは有効なのか」に具体的に答える (効果の実証)
- (3) エコツーリズムへの取り組み地域や事業者を広く知らせる (好事業の推奨)
- (4) エコツアーの楽しさを広く知らせ、参加のきっかけを作る (需要の喚起)
- (5) 子供の頃から自然環境への興味を深める (自然体験機会の増大)
- (6) 自分の好みにあったエコツアーを探す (情報の伝達)
- (7) 地域では何から取り組めばよいのか (推進のノウハウ)
- (8) エコツーリズムの推進者をどのように育てるか (人材の育成)
- (9) 地域の自然や文化をどうやって守っていくか (環境の保全)

基本目標

- 1 . エコツーリズムの理解を広める
- 2 . エコツーリズムに積極的に取り組む地域を拡充する
- 3 . エコツーリズム推進事業者を拡充する
- 4 . エコツアー需要を拡大する

基本方針

(1) 啓蒙・広報活動の展開

(2) 地域の支援

(3) 事業者の支援

5 つの推進方策

1 . エコツーリズム憲章

2 . エコツアー総覧

3 . エコツーリズム大賞

4 . エコツーリズム推進マニュアルの作成

5 . モデル事業の実施

1. エコツーリズム憲章

(1) 目的

- ・エコツーリズムの基本理念や行動指針、理想的なあるべき姿を、行政、民間事業者、ボランティア、地域住民や一般国民など様々な立場の人に、特に「旅行者」に対して分かり易く提示する。
- ・上記のような様々な立場の人が一つの憲章を共有することで、連帯と連帯意識を醸成する。
- ・事業や行動の展開の中で迷ったときに、立ち戻る原点と位置づける。
- ・エコツーリズムに国を挙げて取り組む姿勢を内外に示す。

(2) 基本的考え方

- ・旅行者、行政、民間事業者、ボランティア、地域住民や一般国民などすべての人がエコツーリズムに関わりがあることを理解し、エコツーリズムを推進していくために「基本理念」および「行動指針」を提示する。

(3) 方法

1) 提唱主体

- ・エコツーリズム推進会議において議論を経て、制定する。

2) 文章の構造

- ・既存のほとんどの「憲章」と同様に「前文」+「箇条書きからなる主文」の形式とし、前文で基本理念を、主文で行動指針を示す。

3) 分量と普及方法

- ・関連するポスター、看板、出版物等に掲載しやすくして、広く周知を図るために、出来る限り1ページの中に収まるようにする。

4) スタイル

- ・エコツーリズムは、全ての組織・人が関係者であるという趣旨を含めつつ包括的内容とするものの、旅行者に対して語りかけるように分かり易く記述する。

前文

憲章制定の背景と基本理念

< 地域 >

- ・地域の自然や文化は、心のよりどころ
- ・エコツーリズムは地域の個性的な魅力づくりの手段
- ・地域社会への貢献
- ・地域づくりの自律化

< 観光 >

- ・自然や文化へのより深い理解のための観光
- ・深い理解は自然や文化を愛することに繋がる
- ・エコツーリズムは、満足度を高め、観光の質の変容を促す

< 環境保全 >

- ・自然と文化は次世代に受け継ぐべき財産
- ・エコツーリズムは環境保全・管理を内包

< 全ての人に関係者 >

- ・国民全てが関係者で、それぞれ役割を持つ
- ・全ての人々の協働、連携、協力

エコツーリズムの概念の説明

- ・自然と文化を理解する観光
- ・環境保全
- ・地域の活性化
- ・以上、三要素の関連（循環、永続的な達成）

憲章制定の目的（連携、協力のための共通認識の形成）

本文

< 地域との関係 >

- ・地域文化の尊重
- ・地域への貢献
- ・地域の参加
- ・地域の素材の活用

<観光のあり方>

- ・深い理解に基づく観光
- ・教育的、解説的観光プログラムの実施
- ・調査研究と教育・訓練

<自然環境保全のあり方>

- ・自然環境保全は全ての人の務め
- ・環境への負荷軽減手段の選択
- ・環境の継続的管理
- ・環境教育の普及

<エコツーリズム推進のための連帯>

- ・全ての人が役割と責任を自覚
- ・連帯と協力
- ・長期的、持続的視野に立った戦略と実践

2. エコツアー総覧

(1) 目的

- ・ 全国で展開されているエコツアー情報をインターネット及び書籍にて一挙に公開することにより、旅行者が情報に効率的かつ素早くアクセスできるようにする。
- ・ 旅行者が自分のスタイルに合わせた商品を選択する目安を得ることにより、エコツアーそのものの需要喚起や関心の拡大を促す。
- ・ 情報提供者間での情報交換や連携などにより、よりよい棲み分けや競争、連帯意識の醸成を促し、日本におけるエコツーリズムの質の向上を図る。
- ・ 旅行者の反響を公開することにより、ツアー企画者がエコツアーとして最低限めざすべきレベルを理解することができる。

(2) 基本的考え方

- ・ 全国版のエコツーリズム情報提供サイト(「エコツーリズム総合情報サイト」(仮称))を開設し、そのコンテンツとして、全国で実施されているエコツアーの網羅的な情報を提供する。
- ・ 掲載ツアーについては、エコツーリズム推進会議において討議されたエコツーリズムの考え方をふまえているという自覚をもち、かつ提示する最低限の基準をクリアすることを条件とし、それ以上の評価を加えない。
- ・ エコツアープログラム推奨制度等とのリンクを図り、質的評価も提示できるようにする。
- ・ 外国語による表記も行い、海外からのアクセスも可能とする。
- ・ ポータルサイト自体を環境省その他のサイトとリンクさせることにより、利用者の利用便益と情報提供者へのインセンティブを確保する。

(3) 方法

1) 掲載対象

- ・ 下記の条件を満たし、掲載対象カテゴリーに合致するものを対象とする。
エコツアー部門
- ・ エコツーリズムの考え方(1)に賛同する事業者(法人・個人は不問)が運営していること。

- ・掲載しようとするツアーが、次の基準をクリアしていること。
訪問地の自然や文化、人への配慮の努力を払っている
自然や文化についてのインタープリテーションを行っている

宿泊施設・交通機関など

- ・エコツーリズムの考え方(1)に賛同する事業者が運営していること。
- ・掲載しようとする情報が、次の基準をクリアしていること。
環境保全へのよりよいとりくみを実践している
ガイド付きツアーの紹介・実施や、上記のとりくみの説明を利用者に提供している

(1) エコツーリズムの考え方

(第1回推進会議資料「エコツーリズムに関する国内外の取組みについて」p.2より)

エコツーリズムとは、

自然の営みや人と自然との関わりを対象とし、それらを楽しむとともに、
その対象となる地域の自然環境や文化の保全に責任を持つ

観光のあり方である。

エコツーリズムの成立によって、様々な効果が発生する。

旅行者に対しては、自然や地域に対する理解が深まり知的欲求を満足させる
地域資源に対しては、自然環境が保全され、または向上する

観光業に対しては、新たなニーズに的確に対応し、新たな観光需要を起こす
ことができる

地域社会に対しては、雇用の確保や、経済波及効果、住民による地域の再発見により、地域振興につながる

2) 公開要領

- ・ウェブサイト「全国エコツーリズム総合情報サイト」(仮称)内のコンテンツである「エコツアー総覧」において公開する。
- ・掲載情報は、申請者による自己申告の内容に基づくものとする。
- ・オンライン上で事業者登録を受けつけ、基準を満たしているツアー等の取組みについて、個々の情報提供を受理する。
- ・掲載事業者は法人・個人の別を問わないが、事業者登録を行うことにより、連絡先(身元)を確認する。
- ・基準を満たすツアーについては、質的なレベルの評価は行わないが、他の推奨制度等とのリンクを図り、掲示できるものとする。
- ・ツアー情報は実施日までの掲載とする。その他部門は1年間を限度とし、

更新しない場合は削除する。

- ・ 日本語以外での情報提供が可能なものについては、いくつかの他言語での紹介を行う。(情報提供ない場合の翻訳はしない)
- ・ 年間の掲載ツアー情報を年末にとりまとめ、「年度エコツアー年鑑」として希望者に頒布する。
- ・ 環境省や国土交通省など推進会議関係者のホームページ等とのリンクを張り、アクセス窓口を多く設定する。将来的には携帯電話によるアクセス方法も検討する。

3) 掲載情報の募集方法

- ・ 募集要項を作成し、環境省ホームページの他、推進会議検討委員の各所属機関におけるニュース媒体を通じて全国的に告知する。

告知依頼先候補：

- ・ 全国旅行業協会
 - ・ 日本旅行業協会
 - ・ 日本環境教育フォーラム
 - ・ 日本エコツーリズム協会
 - ・ 日本観光協会
 - ・ 日本自然保護協会
 - ・ 日本交通公社
 - ・ 各省庁 等
- ・ パンフレットを作成し、配布する。

4) 掲載の流れ



5) 募集要項記載項目案

- ・主旨
- ・募集対象
- ・選定基準
- ・募集から記載までの流れ
- ・料金
- ・登録 URL

6) 事業者登録申し込みフォーマット記入項目案

- ・代表者名
- ・所在地
- ・連絡先
- ・開業年
- ・ジャンル
- ・経営規模（従業員数 / 年間予算）
- ・エコツーリズムの主旨への賛同の有無（Y/N）
- ・掲載基準へのアンケート（チェック） 掲載審査（自動）
- ・事業者が有する現在有効の資格・認定・推奨制度の種類・ランクなど

7) 登録希望情報記入項目案

< エコツアー部門 >

- ・名称
- ・実施時期・期間
- ・対象地域
- ・参加料金（及び料金に含まれるもの）
- ・活動内容
- ・活動難易度
- ・対応可能な言語
- ・プログラムが有する現在有効の資格・認定・推奨制度の種類・ランク
- ・アピールポイント記入事項（自由記入）
 - 楽しみながら自然や文化の理解を深めるための工夫の内容
 - 利用者の安全管理と快適性への配慮の実施方法
 - 体験プログラムに必要な技術を身につけたガイドの特徴
 - 地域と連携した取組みの展開方法
- ・ツアーカテゴリー（チェック）
 - アウトドア・アクティビティを伴う自然や文化体験プログラム

原生的な自然におけるガイドプログラム
自然の恵みをゆったりと体感する活動プログラム
自然学校等における環境教育を主目的とした活動プログラム
里地里山における地域の自然や文化体験プログラム
農林漁業や生活の知恵の体験プログラム
環境保全に貢献する実践活動プログラム

< 宿泊施設・交通機関等 >

- ・ 名称
- ・ 活動内容
- ・ 参加料金（及び料金に含まれるもの）
- ・ 活動難易度
- ・ 対応可能な言語現在有効の資格・認定・推奨制度の種類・ランク
- ・ アピールポイント記入事項（自由記入）
 - 環境保全へのとりくみの内容
 - 地域への貢献を実現している
 - 利用者の安全管理と快適性に配慮している
 - エコツーリズムの普及に務めて取り組んでいる
- ・ カテゴリー（チェック）
 - 宿泊施設
 - 交通機関・交通システム
 - その他（記入）

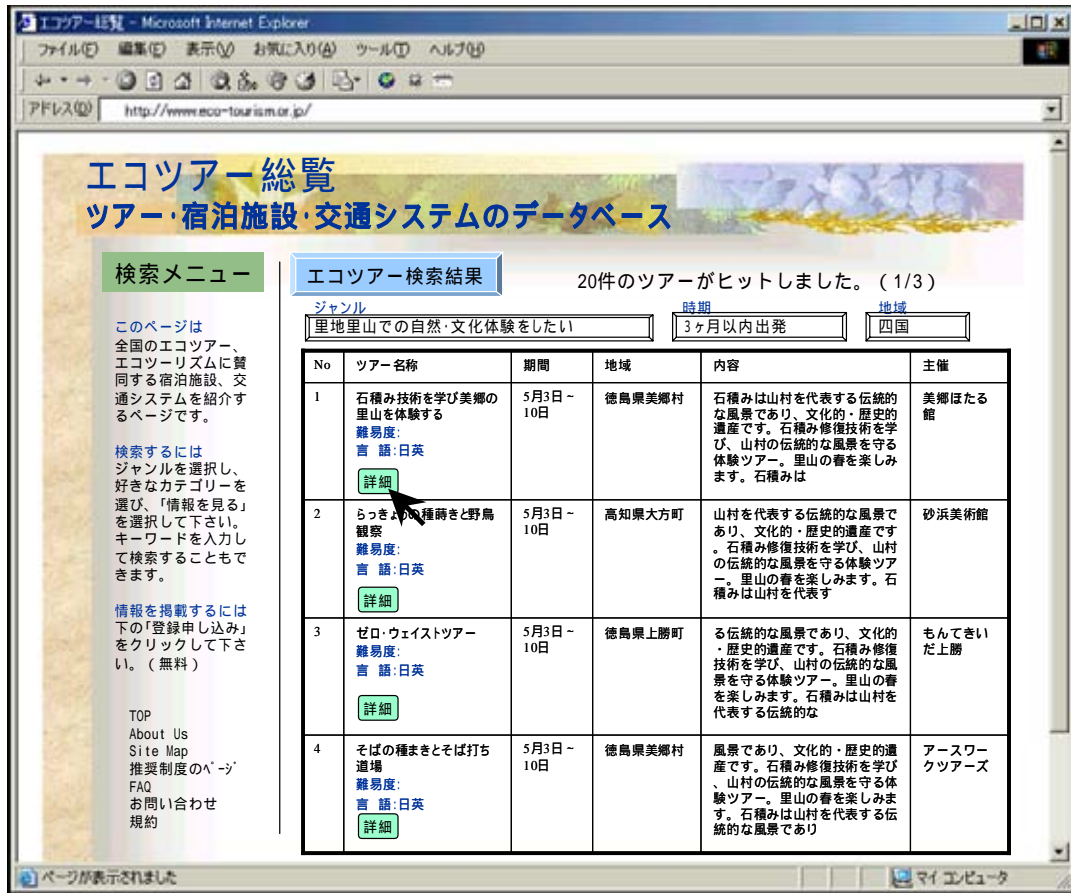
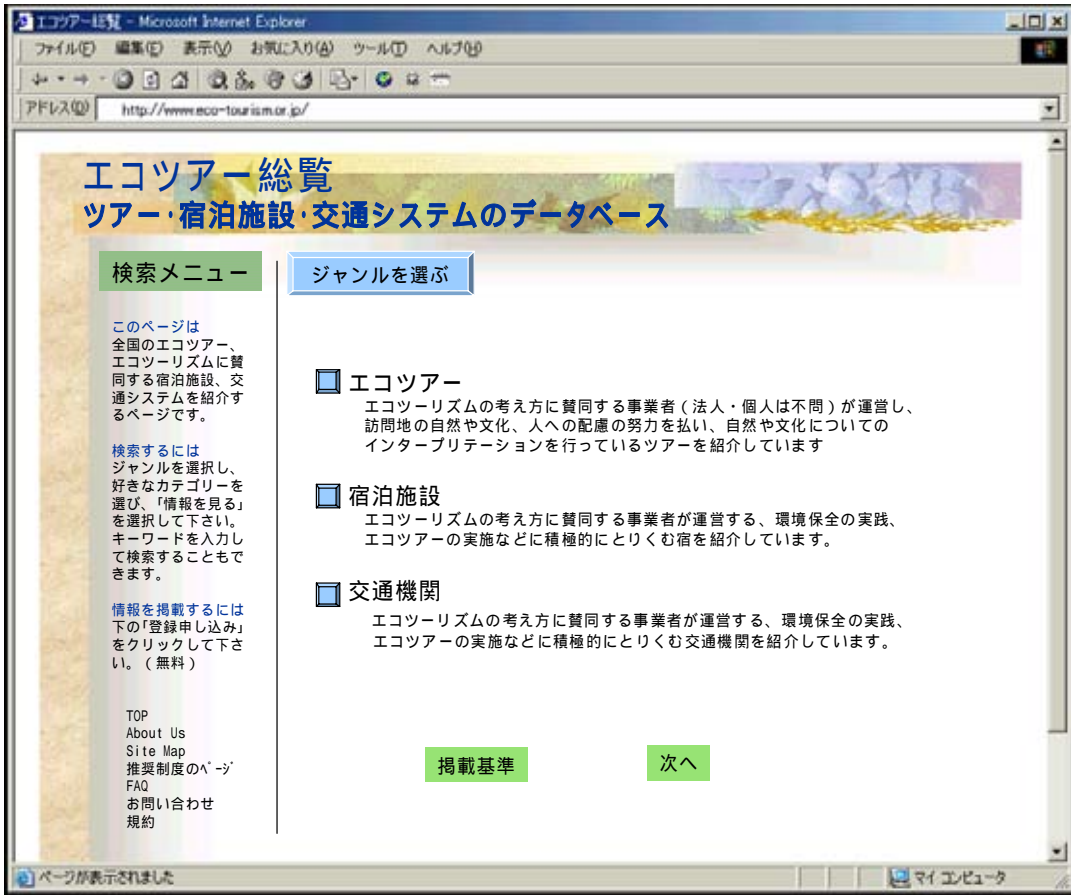
8) ページイメージ（次ページ参照）

9) 運営資金の調達方法

- ・ 広告を募集する
 - ・ 協賛企業のバナーを掲載する

(4) 体制

- ・ エコツアー総覧事務局を別途設ける。
- ・ エコツーリズム関係府省連絡会が継続する3年間は、同会との連携を保ち、情報提供の円滑化や運営上の課題解決などを図る。



エコツアー総覧 ホームページ掲載イメージ例

3. エコツーリズム大賞

(1) 目的

- ・エコツーリズム事業の展開のあり方のバリエーションやユニークさを示し、地域づくりや環境への配慮、ツアー実施のあり方などに関する枠組みが見えるようにする。
- ・ウェブ上で公開することで、利用者を優良事業者や優良地域へ誘導し、事業者や地域の改善意欲の向上に結びつける。
- ・事業者の努力が評価されることにより、さらなる持続や質の向上への意欲を与える。
- ・選定された者同士の間での連携や情報交換などによる、さらなるブラッシュアップや連帯意識の醸成を促す。

(2) 基本的考え方

- ・エコツアープログラムや、保全利用協定、ガイド認定システム、環境への配慮においてすぐれた宿泊施設や交通機関などのような、より良いエコツーリズムを目指して良質なとりくみを進めている事業者や地域や施策を一般国民に広く推奨、紹介する。
- ・必ずしもベストでなくても、さまざまな観点から推奨できる取組みを紹介することにより、環境保全努力や観光の質の向上を図る。
- ・選定した事業者のリストをウェブサイトおよび年鑑に掲載する。

(3) 方法

1) 募集方法

- ・自治体や機関誌、観光や地域づくり関連団体のHP等を通じて「募集要項」と「推薦依頼」を配布し、公募と推薦により募集する。

2) 応募要領

応募資格

- ・自治体、地域の組織団体（法人格の有無を問わない）、事業者

応募対象

- ・エコツーリズムに関わる以下に該当する活動の実践事例を対象とする。
 - エコツーリズムに関わる推進団体の設立

- 保全利用協定やガイドライン等のルール
- ガイド認定システム等の人材育成のしくみ
- 宿泊施設や交通機関などにおける環境への配慮
- エコツアー等の情報提供のしくみ
- エコツアーへの住民参加のしくみ
- 環境保全や地域振興への観光収益の還元システム
- エコツアーにおけるゴミ軽減、環境保全などの環境配慮のしくみ
- エコツーリズム全体の運営システム 等

3) 審査方法

- ・ 環境省が設置する「エコツーリズム大賞審査委員会」にて審査を行い、毎年すぐれた数例を選定する。
- ・ 受賞対象の絞り込みは書類による審査を基本とする。
- ・ 表彰に際してはとくに内容によるジャンルを設けない。
- ・ 選定されたものを「賞」とし、受賞対象のうちとくに優れたものを「大賞」とする。
- ・ 回ごとのオプションとして特別賞（ex 環境大臣賞、サステナビリティ賞、バリアフリー賞等）を適宜設ける。

4) 審査にあたっての視点の例

- ・ 例えば下記のような選考基準を設け、審査の結果〔講評〕を公開する。
 1. エコツーリズムの理念の実現に取り組んでいるか
 2. 多様な利用者の快適性に配慮しているか
 3. 環境保全に配慮しているか
 4. 地域貢献に配慮しているか
 5. 環境教育の提供に配慮しているか
 6. 何らかの課題解決に努めているか
 7. 先進的な取組であるか
 8. その他特筆すべきアピールポイントがあるか 等

5) 公開方法

- ・ 国民がアクセスしやすいようウェブサイトで公開し、とりくみの内容を紹介する。事業者のホームページや各地域のポータルサイトへのリンクを張り、参加しやすいようにする。
- ・ 毎年の選定対象を「エコツーリズム年鑑」として小冊子にまとめて出版する。

6) 運営体制

- ・ エコツーリズム大賞選定委員会を設置する。

4 . エコツーリズム推進マニュアル

(1) 目的

原生的な自然が立地するような地域では、自然の保護と活用に関する内外からの関心が高いため、エコツーリズムに関する情報が集まりやすい反面、様々な情報の整理や調整に時間を要するために具体的な取り組みに至らないケースが見られている。一方で、里地や里山などの身近な自然を有する地域の中には、誘客による地域振興と、自然や文化の保全が課題となっているにもかかわらず、ノウハウ不足から取り組みが立ち後れているところが多い。

このような地域では、エコツーリズム推進の拠り所となる考え方や推進のノウハウの欠如が大きな要因として挙げられており、これらを取りまとめたマニュアルが求められている。

そこで本事業は、エコツーリズム推進の基本的な手法やポイントをまとめたツール(「エコツーリズム推進マニュアル」)の作成を通して、エコツーリズム推進に取り組む地域を支援することを目的とする。

(2) 意義

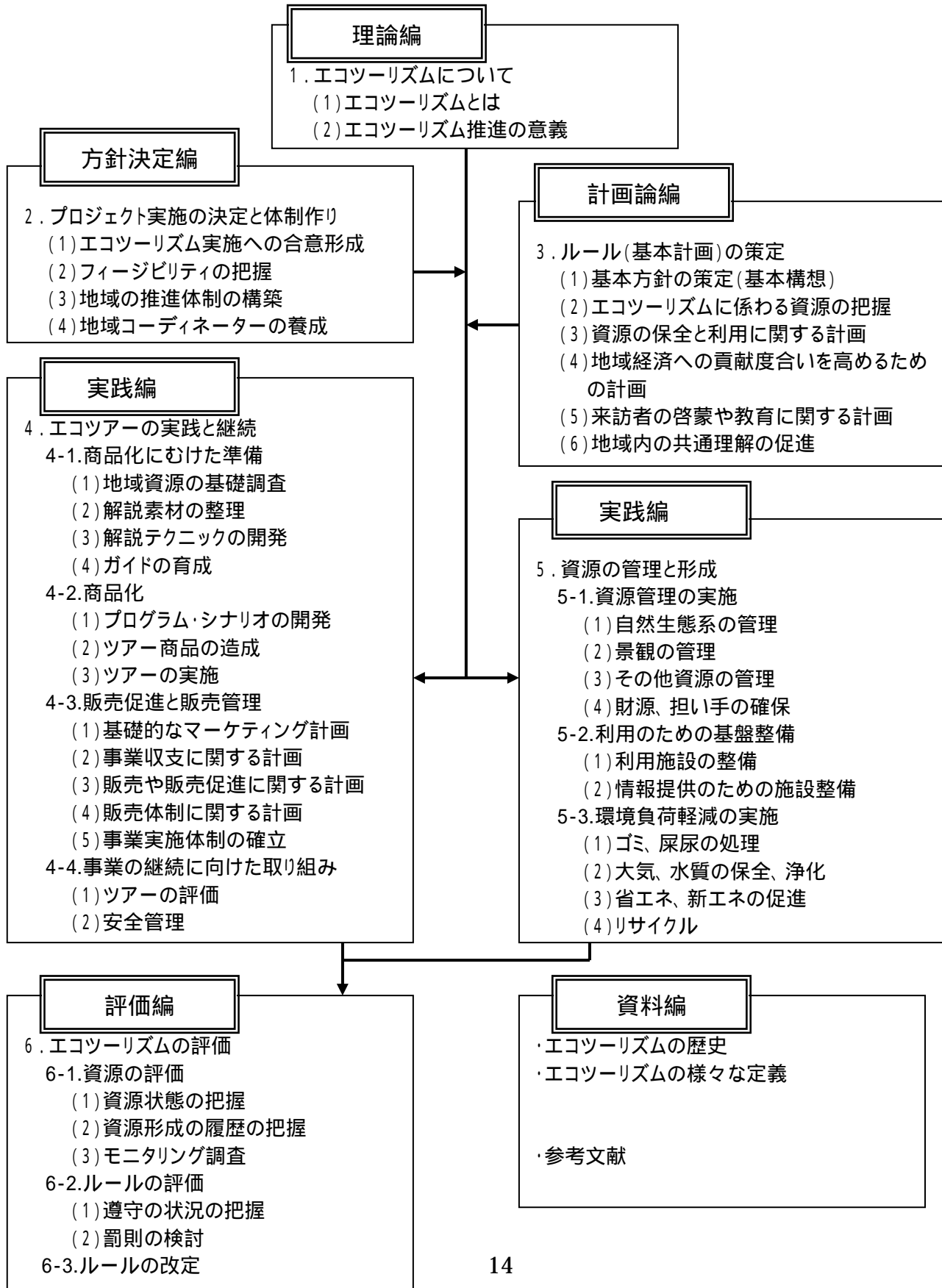
- ・ エコツーリズム推進による効果と推進手法を幅広く知らせることによって、エコツーリズム推進地域が増加する。
- ・ エコツーリズム推進の基礎的なノウハウの提供によって、地域が独自に推進に取り組むことができる。

(3) 目標 (成果)

エコツーリズム推進のノウハウを取りまとめた図書(マニュアル)を出版し、エコツーリズム推進に関わる団体や個人が、これを簡易に入手できる仕組みを整える。

(4) 成果物のイメージ

1) 全体構成



5 . モデル事業

(1) 目的

- ・エコツーリズム推進に積極的に取り組む「モデル地区」を設置し、各モデル地区の状況に応じた各種推進施策の実施や支援を通して、わが国におけるエコツーリズムの実例を作る。
- ・モデル地区での取り組み過程を広く紹介することによって、他地域におけるエコツーリズム推進を支援する。

(2) 目標 (成果)

各モデル地区において次の2つの事業目標を、モデル事業実施期間内に実現させる。また、事業目標達成による具体的な成果イメージは次の通りである。

ルール (基本計画) の策定

(地域の自然や文化を保全・維持するための取り決め)

ガイドンス (エコツアー) の実施

(地域の自然や文化に対する知識や経験の案内)

成果イメージ例 1 地域活性化の特徴が見られる成果

- ・ガイド業を営む人が増え、定住する若者が増えている。
- ・地元の食材や工芸品等の消費が進み、都会のツアー経験者からも定期的に注文が来る。
- ・地元住民が地域の自然や文化に対する誇りを取り戻し、古くからの祭りが復活した。

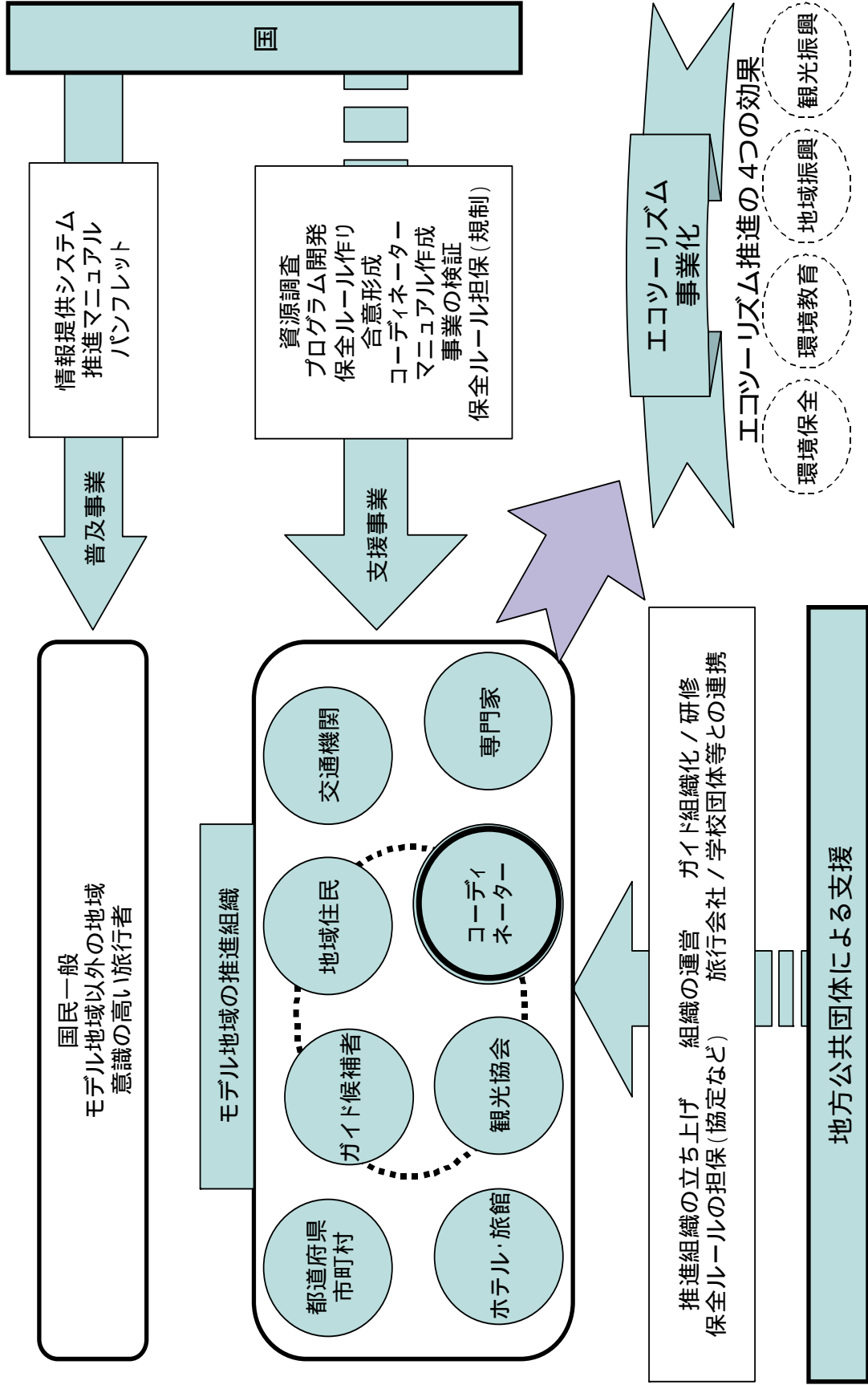
成果イメージ例 2 観光振興の特徴が見られる成果

- ・毎年多くの修学旅行生がエコツアーを体験し、卒業してからも地域を訪れている。
- ・季節に応じたプログラムの実施により、リピーターが増加した。
- ・エコツアー参加者は、地域の自然環境や伝統文化とのふれあいを通じて、ゆたかな自然体験を得て地域への理解を深めている。

成果イメージ例 3 自然環境との共生の特徴が見られる成果

- ・自然環境の核心部分の利用は、登録ガイド付きで1日100人までとする協定が締結され、踏圧による植生破壊やクマなど野生動物との遭遇事故が減少している。
- ・ホテルの宿泊客の多くが早朝の自然観察ツアーを楽しんでいる。
- ・ピオトープづくりや里山林の管理を行うツアーに参加者が集まり、四季を通じて活動に参加している。
- ・観光消費額の一部をプールした基金をもとにして地域資源のモニタリング調査が行われ、その結果はガイドンスのネタやツアーコース設定のための資料として活用されている。

国立公園等エコツアーリズム推進モデル事業



2. その他

1. モデル事業公募要領

「エコツーリズム推進モデル事業」を実施する地区の公募について

環境省では、平成16年度より、全国に複数のエコツーリズム推進モデル地区を設置し、1地区3ヶ年計画でエコツーリズムを普及・定着させるための「エコツーリズム推進モデル事業」を行います。モデル地区では、自然や文化の保全についてのルール策定や、ツアーの実施に着手し、エコツーリズム推進による地域社会への効果が十分に発揮されるように、環境省および関係府省のバックアップによる各種支援事業を実施します。

つきましては、以下の通り「モデル地区」として、エコツーリズム推進に意欲的に取り組む地方公共団体を公募いたします。

1. 事業主旨

環境省では、エコツーリズムを「豊かな自然の中での取り組み」「多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み」「里地の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み」として幅広くとらえており、専門的な解説を通して地域の自然や生活文化などを楽しむツアーが実施される地域が増え、多くの旅行者がこのようなツアーを楽しむことができるようになり、その結果として、地域社会が活性化するとともに自然環境に対する理解が深まることを目指しています。しかしながら、エコツーリズムの考え方がわが国に紹介されてから既に10年以上が経過したところですが、全国的に広く普及・定着するには至っていません。

このような状況下、環境省は、昨年11月にエコツーリズム推進会議（議長：小池百合子環境大臣）を設置し、関係府省との連携のもとでエコツーリズム推進方策について検討を進めているところです。本会議では、エコツーリズムは環境の保全だけでなく、地域の活性化にとっても多大な効果をもたらすので、エコツーリズム推進に取り組む地域を支援していくことが重要であるとの意見が多く出され、複数の推進方策が提案されました（環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/council/sonota.html> をご覧ください）。また、成功事例を作ることによって具体的な推進方法とその効果を呈示することが重要であるとの見解から「モデル地区」の設置が重点事業として位置づけられました。

これを受けて、環境省では、地方公共団体からの申し出を踏まえて、次の3類型それぞれについてモデル地区を計8地区設置し、地区ごとに資源調査やプ

プログラム開発、ガイド等の人材育成、ルールづくりなどの支援事業を行います。

豊かな自然の中での取り組み

原生的な自然を有する地域において、自然に直接ふれあうガイドツアーが自然に影響を与えないよう、適切なルールのもとで推進されるようなモデルを形成します。

多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み

すでに多くの観光客が訪れている観光地域や、地域固有の素材を活用した誘客による地域振興を目指す地域などにおいて、一般的な観光旅行や林間学校などの体験内容を、自然や生態の成り立ちや地域文化への理解を促し、深い感動を与えるものへと改善されるようなモデルを形成します。

里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み

里地里山における自然体験、里山や植林の管理、清掃活動など、環境保全活動自体を魅力あるプログラムに結びつけた新しい観光のジャンルを確立し、ツアーへの幅広い参加を促すとともに、地域経済の活性化と資源の保全の両立が図られたモデルを形成します。

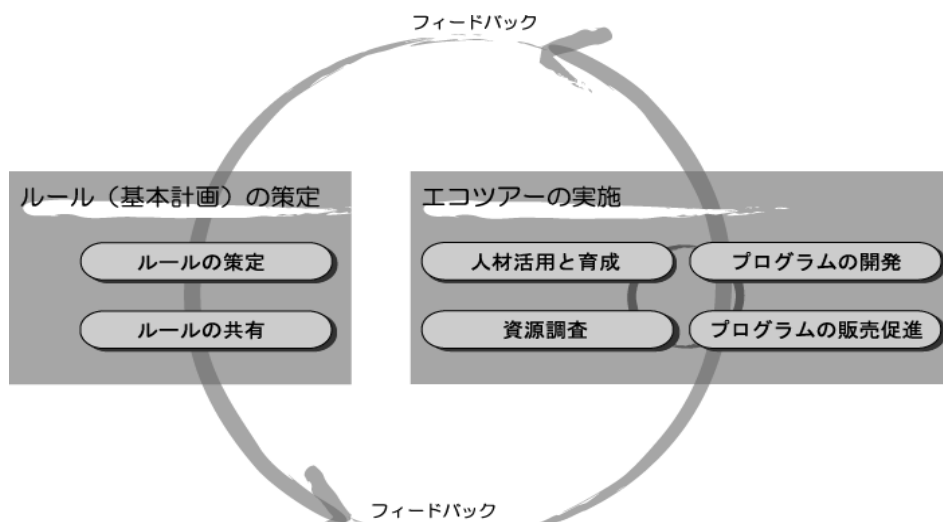
2. 事業内容

各モデル地区では、本事業期間内に、

ルール（基本計画）の策定

エコツアー（専門ガイドが同行するツアー）の実施

の達成を目指します。その実現に向けて次に挙げた事業等の中から各モデル地区の特性に応じた事業を取捨選択し、各地域にふさわしい内容として実施致します。



(1) ルール (基本計画) の策定に向けた各種支援事業

ルールの策定

資源の保全と利用のルールや、エコツーリズムを推進する上での拠り所となる考え方などを取りまとめた基本計画を策定します。計画の項目は各地区の状況により異なりますが、次のような項目が含まれると考えます。

- ・ 関係者や地域住民が共有すべき基本的な考え方 (基本理念)
- ・ 地域振興の基本的な方向性
- ・ 地域資源の管理についての考え方
- ・ 住民参加の考え方
- ・ 保全と利用のためのルール
- ・ ルール遵守の監視方法とペナルティ
- ・ モニタリング調査や資源管理の具体的な方法
- ・ エコツアーの基本コンセプト
- ・ 継続のための資金調達の方法 (グリーンパスポートなど)
- ・ ガイドの資格登録制度
- ・ エコホテル、エコ土産などの認定制度

ルールの共有

地域住民を含む関係者がルール (基本計画) の内容を理解し、実践するために、住民参加によるワークショップの開催や、パンフレットの作成と配布などを通じて、情報の共有化を図ります。

(2) エコツアーの実施に向けた各種支援事業

資源調査 (資源の発掘とモニタリング)

各モデル地区内の野生生物、植物、地形などの自然資源や、生活文化、産業、歴史などの人文資源を調査によって整理し、地域の魅力を明確にします。野生生物や希少な植生などについては、専門家による継続的なモニタリング調査を行い、資源の保護管理に努めます。

また、調査や研究を通して得られた知見をエコツアープログラムにおけるガイダンスの内容に結びつけます。

本モデル事業実施期間の終了後もエコツアーの実施による地域資源への影響の測定や、調査・研究結果をガイダンス内容に活用するなど、エコツアーとの連携が継続的に行われるように、モニタリング調査体制を

構築します。

人材活用と育成

エコツアーガイドや地域文化を伝承する人材の活用に向けて、基本的な接客術や、地域の自然や文化に関する基礎情報、解説内容を効果的に伝えるテクニックなどの習得を目指したセミナーを開催します。

プログラムの開発

解説対象となる素材の抽出、解説内容、伝えるメッセージを深める情報、メッセージを効果的に伝えるための方法などをとりまとめたガイドンス素材を整理します。また、テーマを設定し、シナリオを描き、これに沿ってガイドンス素材を配置したモデルプログラムを複数開発します。

モデルプログラムに、食事や宿泊、移動手段なども加味した上で、価格を設定したモデルエコツアー商品を開発します。

一般旅行者や旅行業者などを招いたモニターツアーを実施し、成果と反省点を明らかにして、ツアー商品の内容を改善します。

マーケットや季節に応じて、エコツアー商品の品揃えを強化します。

プログラムの販売促進

エコツアー商品の販売に向けて、宿泊施設や運輸業者、土産店などの観光関係者との連携を図り、販売体制を確立します。

パンフレットの作成やホームページの開設などにより販売ツールを整えます。

(3) その他の各種支援事業

モデル地区内の推進体制の構築

各モデル地区にエコツーリズム推進協議会を設置し、推進体制を整えます。また、エコツーリズム推進協議会を中心とした地域の関係者による話し合いを適宜行い、地域の実情に応じた助言をいたします。

エコツーリズム キックオフ シンポジウムの開催

モデル事業実施に向けて関係者や地域住民の意識を高め、事業内容についての理解を深めるために、エコツーリズム推進シンポジウムを開催し、エコツーリズム推進地区の宣言を行います。

エコツーリズム推進協議会メンバーの研修

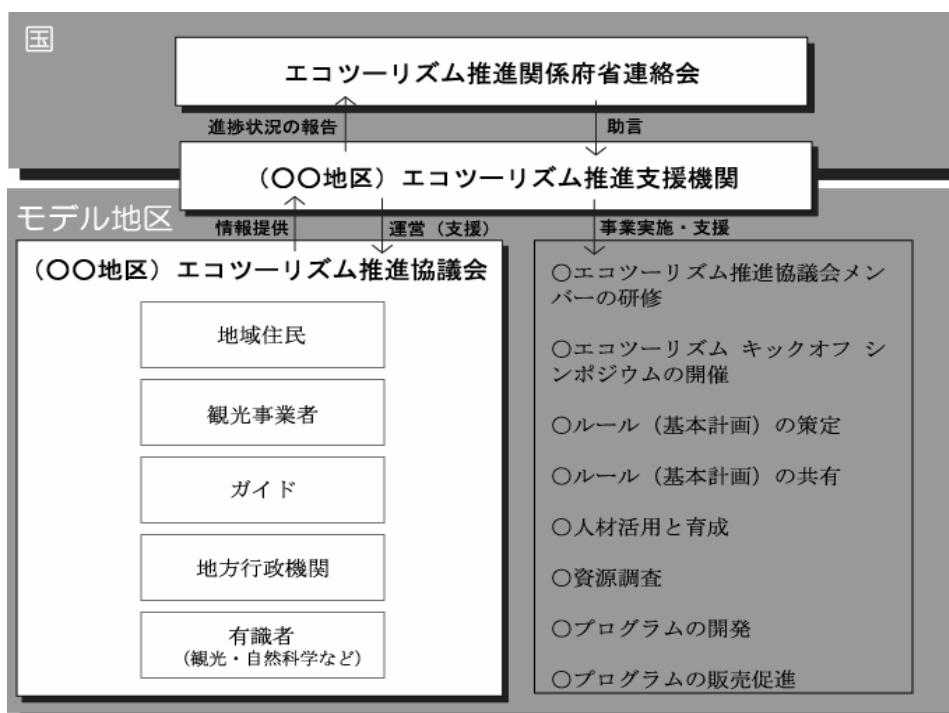
各モデル地区に設置されたエコツーリズム推進協議会のメンバーを対象に、地域の中心となってエコツーリズムを推進する人材を育成する研修を実施します。

3. 事業の進め方

環境省は、エコツーリズム推進支援機関（本事業実施にかかる業務をエコツーリズム推進に必要なノウハウを備えた公益法人等の専門機関）に業務委託します。モデル地区における各種事業はこのエコツーリズム推進支援機関が実施・支援いたします。

各モデル地区では関係者からなるエコツーリズム推進協議会を設置し、エコツーリズム推進支援機関との連携を図りながら各種事業実施を推進していただきます。

また、国にはエコツーリズム推進関係府省連絡会を設置し、エコツーリズム推進支援機関からの報告を参考としながらモデル事業全体をとりまとめます。また、国では、この事業を推進するモデル地区を公表し、エコツーリズム推進のための具体的な動きが始まったことを広くアピールするとともに、ホームページにモデル事業の推進状況を知らせるサイトを開設し、掲載情報は適宜更新します。



4 . 実施期間

平成 16 年 6 月～平成 19 年 3 月の 3 ヶ年間とします。また、各年度に実施する主な事業項目は次の通りです。

- 1 年目：エコツーリズムキックオフシンポジウムの開催、エコツーリズム推進協議会メンバーの研修、実施・推進体制の構築、資源調査、ルール（基本計画）策定の準備
- 2 年目：ルール（基本計画）の策定、ルールの共有、プログラムの開発、人材活用と育成
- 3 年目：エコツアーの実施、プログラムの販売促進

5 . 公募期間

平成 16 年 3 月 15 日（月）～4 月 16 日（金）とします。

6 . 提出物

申請にあたり提出すべき書類及び記載項目は以下の通りです。

提出物	備 考
申請書（別紙 1*）	別紙 1 を用い各項目をご記入ください。 （*本資料では省略）
事業推進計画書	次のような項目に留意して事業推進計画書を作成し、別紙 1 を表紙として添付し、ご提出ください。なお、計画書自体については、A4 版であれば様式・分量及び製本要領等は任意です。おおよそ 3 枚程度を目処として作成してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 応募の目的・ エコツーリズム推進の現状と課題・ エコツアーの取り組み実績・ エコツアー実施を想定するエリア・ 想定されるツアープログラムの内容・ 資源立地の分類（「1 . 事業主旨」の 3 類型から選択）・ エコツーリズム推進協議会のメンバー・団体案・ 事業内容・ 事業概算 など

7. 応募の要件

次のような要件を満たす地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、広域連合など）とします。

エコツーリズム推進の主体は地元であるという認識に立って、主体的かつ意欲的な取り組みができること。

エコツーリズム推進地域の見本として、本事業期間後も継続的な取り組みができること。

事業運営に際して、適宜最適な人材を柔軟に選択し担当させることが可能であること。

事業運営に際して、必要に応じ事務作業等が可能であり、かつ環境省およびエコツーリズム推進支援機関と緊密に連携し行動することが可能であること。

事業実施にかかる経費の負担が可能であること（国の負担額と同額とし、各年度につき最大で1,000万円を目処とします）。

2 . ガイド養成・資格制度について

第1回エコツアーリズム推進会議では、ガイド養成や資格制度の重要性に関する多くの提言があった。これを受けて、エコツアーリズム推進会議幹事会において、ガイドの養成方法や資格制度のあり方について検討を進めたところ、次のような見解がだされた。

エコツアーガイドは、

- ・ 専門的な知見をもとにして自然や文化等の地域資源を解説することを通して、旅行者に知識欲や自然保護への貢献欲を充足させる
- ・ 地域社会への働きかけによる地域活性化に貢献する
- ・ 保全ルールの遵守やモニタリング調査など種々の活動により自然や文化等の資源を保護管理する

というような、エコツアーリズムにおける中心的な役割を果たす。

ガイド養成について

- ・ ガイドの力は大きく、基礎的な能力と、高度な能力に分けられる。
- ・ 基礎的な能力は、プロのエコツアーガイドとして備えておくべき必要最小限度のスキルであり、ツアー参加者の事故、ツアー参加者の不満からくるエコツアー市場全般への不信感、自然環境の破壊などを防ぐためには、全てのガイドが早急に身につけておくべきものである。また、このような力は専門的な教育によってある程度までは身につけることが可能である。
- ・ 高度な能力とは、ツアー参加者の満足度を引き上げる専門的な情報やそれを印象深く伝えるテクニック、さらに多くの人を魅了する人間味などである。これはエコツアーの商品力に直結するものであるとともに、高度なスキルをもったガイドの活動振りは地域のエコツアーリズム推進全般に大きく貢献するものでもある。このような力は、ツアー内容や地域の状況によって固有であるとともに、人生経験などからも醸成されるものであるため、全国一律の教育によって短期間に習得することは困難である。
- ・ エコツアーリズムの裾野を広げるために、ガイド能力の向上は、ガイド個人や各ガイド事業者に負わせるだけでなく、基礎的能力の習得に関しては行政の支援が必要である。

ガイド資格制度について

- ・ ガイド資格については、既に類似の制度が各機関によって実施されているが、各制度によって目的や認定方法、必要となる能力が異なっている。このため、各制度はそれぞれに大きな成果をあげているものの、旅行者にとってはツアーを選択する際に混乱をまねき、ガイドにとっては目標とするガイド像やエコツアーの方向性が定まらず不安感にとらわれるという状況をもたらしている。
- ・ 新たなガイド資格制度を創設するにあたり、法律によってガイド業を規定し、事業実施を許認可制とする手法があるが、これは規制強化の方向として社会的な認知が得られにくく、結果としてエコツーリズム推進の妨げとなるため望ましくない。
- ・ また、全国一律のゆるやかな登録制度として、資格所有者を広く公表、推奨することによって、エコツアー参加希望者の選択を容易にすることができるが、これは他の事業（エコツーリズム総覧やエコツーリズム大賞）によっても目的達成が可能である。
- ・ 地域ごとに独自の制度を創設することは、地域間の制度差が旅行者にわかりにくい、地域によっては制度創設のためのノウハウが無いために適切な制度が作られないなどの課題も挙げられる。
- ・ この他にも、制度内容の詳細や制度の継続的な運用方法などには課題が多いため、この段階で結論を出すことは難しい。

このような検討を経て、ガイドの養成や資格制度の導入については、本会議の結果を受けて実施する予定である「モデル事業」において、地域の実情に応じたガイド養成を行い、資格制度のあり方についての検討を行うこととする。

(1) 第1回推進会議におけるガイド養成などに関する発言（抜粋）

- ・ ポイントはガイドの質にある。ガイドの育成、認定においては、知識だけでなく、考え方、哲学も考慮すべき。その意味で環境教育法の指導者登録制度の行方に関心がある。
- ・ エコツアーは少人数にガイドが付くツアーでありお金がかかるため、ガイドの質が顧客の満足度に大きく影響する。ガイドの育成に力を入れるべき。
- ・ 哲学をきちんと持ったガイドの育成が不可欠である。
- ・ ガイドが採算をとれる市場は日本にはまだない。官民の役割分担として

は、民間側はビジネスモデルを創造・開発していくべきであり、ガイドの質も市場にゆだねるべき。行政側では、自然環境保全への貢献度をチェックし、適合しない業者にはエコツーリズムを名乗らせないなどフリーライダーを防ぐべき。

- ・ 今後エコツーリズムへの便乗がたくさん出てくる。逆に自然を破壊するケースもあるため、指導者の資格が必要ではないか。

(2) ガイドに求められる力

ガイドに求められる力は、基礎的なものと高度なものに分けられる。基礎的な能力とは、自然ガイドとして最低限備えておくべき力であり、ガイドランスを実施する地域や対象にかかわらず必要とされるものである。一方で高度な能力とは、プロのガイドとして商品力の向上に応じて多種多様に異なるものである。

	技術	知識	意識
基礎的な能力 (プロのガイドとして最低限備えておくべき力)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理力 ・ 基礎的なコミュニケーション力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解説素材に関する基礎知識 ・ フィールド保全のためのルールの理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者満足に気を配る基礎的なホスピタリティ
高度な能力 (プロのガイドとして商品力の向上につながる力)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の気付きや発見、深い興味を引き出す力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解説素材に関する専門的な深い知識 ・ 対象地域の社会文化や自然に関する深い知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思慮深さや哲学(オリジナリティ)

(3) ガイド養成・資格制度のタイプ

国内で実施されている自然ガイドに関連する養成・資格制度のタイプは、許認可型と技術認定型（審査の有無）により次の3つに分類される。

タイプ : 許認可型

タイプ : 技術認定型・審査あり

タイプ : 技術認定型・審査なし

それぞれのタイプは制度・事業の目的や制度運営機関の方針によりその内容や課題は異なる。以下に各タイプの特徴や事例などを示す。

	タイプ	タイプ	タイプ
資格	許認可型	技術認定型	
審査		あり	なし
制度の特徴	ガイドの資質を担保する 資源の保全と利用のルールを 厳守する	ガイドの資質を担 保する	自然体験活動の参 加を促す
資格保有者は	入域や営業の許可を得る（制 度の対象範囲において必要な 資格である）	販売やガイドの機会などで、何らかの優位 性が与えられる（ガイド行為のために必要 な資格ではない）	
地域は	法制度のような強制力を持つ 規則によって、保全と利用の 取り決めが守られる	自然体験活動に取り組む人材を幅広く育 成できる	
観光客は	一定レベルのガイドの資質や 能力が担保される	一定レベルのガイ ドの資質や能力が 担保される	事前にガイドの資 質が明確にされな い
事例（*）			
全国		b 山岳ガイド認定制度 f 自然学校指導者	e 自然観察指導員 g 自然体験活動リーダー
都道府県	a 東京都の島しょ地域における自然 の保護と適正な利用に関する要項	c 北海道アウトドア資格 制度	h 沖縄県自然体験活動 指導者養成事業 i 富山県自然解説制度 j 岐阜県森林案内人制 度
市町村など		d 藤里町認定ガイド養成 制度	

* 事例（詳細）

名称(所轄団体等)	資格対象	審査方式	特典	規模
a 東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱 平成 14 年施行 (東京都環境局自然環境部)	関係町村(小笠原村)に居住する 18 歳以上の個人	「東京都自然ガイド認定講習」受講修了により「東京都自然ガイド」資格を認定	東京都指定地域でのガイド行為(南島、母島石門一帯の2地域では自然ガイドの同行が義務づけられている) 腕章の配布	講習会修了者数 149 名
b 山岳ガイド認定制度 昭和 46 年から実施 (社)日本山岳ガイド協会)	個人(山岳ガイド、自然ガイドで6分野)	書類審査、机上検定、実技検定での認定	各種ガイド資格に応じたエリアでのガイド行為	認定者数約 850 名
c 北海道アウトドア資格制度 平成 14 年 3 月から実施 (北海道総合企画部地域振興課、NPO法人北海道アウトドア協会)	アウトドア 5 分野(自然、山岳、ラフティング、カヌー、乗馬)の事業者、ガイド個人	個人資格制度:筆記試験と実技試験 優良事業者登録制度:書類審査、現地審査	ホームページ、パンフレットでの公表	合格者数延べ 89 名(平成 14 年)
d 藤里町認定ガイド養成制度 平成 13 年から実施 (藤里町企画振興課)	藤里町でガイド活動を目指す個人	「自然観察ガイド講習会」受講後試験を受け、合格者のみ認定	藤里町観光協会に登録	登録者数 14 名 (平成 15 年)
e 自然観察指導員 昭和 53 年から実施 (財)日本自然保護協会)	自然観察指導者を希望する個人	自然保護協会が開催する各種講座の受講修了により資格認定	自然保護協会に登録、腕章、ネームプレートの配布	講座参加者数のべ 19,000 名以上
f 自然学校指導者 平成 11 年から実施 (社)日本環境教育フォーラム)	将来プロとして環境教育活動に従事する意志のある個人	「自然学校指導養成講座」受講終了により資格認定	(社)日本環境教育フォーラムに自然学校指導者として登録	これまでの卒業生約 100 名
g 自然体験活動リーダー 平成 12 年 12 月から実施 (NPO法人自然体験活動推進協議会(CONE))	自然体験活動指導者を希望する個人	CONE 認定の団体による各種養成講座の受講修了内容に応じてレベルを認定	ホームページ、パンフレットでの公表	認定者数約 13,000 名(平成 15 年 3 月)
h 沖縄県自然体験活動指導者養成事業 平成 11 年から実施 (沖縄県文化環境部自然保護課)	沖縄県で自然観察会などにおいて指導者やリーダーとなることを希望する個人	「自然体験活動指導者養成講習会」受講修了により「自然体験活動指導者」の資格認定。希望者は CONE の「自然体験活動リーダー・初級」取得可能。	ホームページで公表	講習会参加者数約 30 名/回 (年 1 回開催、講習会は平成 16 年で修了予定)
i 富山県自然解説制度 昭和 49 年から実施 (富山県生活環境部自然保護課)	富山県ナチュラリストを希望する個人	「富山県自然保護講座(ナチュラリスト養成コース)」受講終了により「富山県ナチュラリスト」資格認定	県の主催する自然観察会の自然解説員登録(70 歳まで)	認定者数延べ 540 名(平成 15 年)
j 岐阜県森林案内人制度 平成 6 年から実施 (岐阜県森林組合連合会)	13 森林組合に所属する林業関係者、組合の認める個人	安全、知識に関する所定の講習を修了後「グリーンパイロット」として認定	グリーンパイロット事務局(岐阜県森林組合連合会)に登録	登録者数 177 名